

令和 8 年度愛鳥週間用ポスター原画募集要領（和歌山県）

1. 目的

令和 8 年度愛鳥週間（5 月 10 日～16 日）用ポスターの原画を県内の小・中・高等・特別支援学校等の児童・生徒から募集し、ポスターの制作過程を通じて野生鳥類保護思想の高揚を図るとともに、一般県民への普及啓発につとめることが目的です。

2. 主催及び後援

主催：和歌山県 後援：和歌山県教育委員会

3. 応募資格

県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に在学中で、18 歳以下の者

4. 応募期限および応募先

(1) 応募期限 令和 7 年 9 月 1 日（月）

(2) 応募先 別表のとおり

(3) 各学校長は、次により期限までに各応募先に提出してください。

ア 提出時の確認事項

① 図柄、用紙の規格及び文字に関する注意事項（5. 作成要領）を遵守しているか。

② 応募作品の裏面に応募票（様式 1）が添付されているか。

※規格外の原画は、審査の対象とならないのでご注意ください。

イ 提出内容

アにより適格と判断された児童・生徒の作品の中から優秀なもの 10 点以内を選考し、応募者名と当該学校の参加生徒総数を記載した書面（様式 2）を提出してください。

5. 作成要領

(1) 作成時期

原画の作成時期は募集目的に沿うため、できるだけ愛鳥週間中又は夏休み期間中に作成するよう指導してください。 ※令和 7 年度に描かれたものに限る。

(2) 図柄

図柄は日本に生息する野鳥を対象として（クジャク、フラミンゴ、オオハシ等海外の野鳥は対象外）、愛鳥思想の普及啓発の目的に沿ったものとします。家禽（ニワトリ等）、

ペット（インコ、文鳥等）、動物園等で飼われているイメージは不可です。

[例] ①**自然の中での野鳥**と人との交流をテーマとしたもの

※野鳥をあたかも捕まえているような構図にならないよう注意

②**渡り鳥の保護**についての国際交流をテーマとしたもの

③**野鳥の自然の姿**をテーマとしたもの

④**野鳥の保護活動**をテーマとしたもの

⑤その他、野生鳥類保護思想の普及啓発に役立つもの

(3)用紙

たて 51～55 cm、よこ 36～40 cm以内とし、必ずたて描きとします。

(4)色彩

自由（クレヨン、パステル、コラージュ、水彩、貼り絵等いずれでも可。）

ただし、パソコンでの作品は不可です。

(5)文字

作品には必ず漢字で「愛鳥週間」のみ入れてください（「Bird Week」（英語）又は「バードウィーク」（カタカナ）は可。それ以外の「自然を守ろう」等の標語は不可。）。

ただし、小学校3年生以下の場合は、文字を入れなくても構いません。

(6)応募作品の裏面に、必要事項を記入した応募票（様式1）を必ず貼付してください。

a. 応募作品はオリジナルのものに限ります。なお、写真やイラスト等は、参考の範囲にとどめてください。

b. 参考にした資料がある場合は、その資料名を必ず記入してください。

c. 描いた野鳥の種類名を必ず記載してください。

6. 県審査及び審査結果発表並びに表彰

(1)審査

県審査は、学識経験者で構成する審査会において行います。

(2)審査の結果発表

入賞作品については、12月末までに学校へ連絡します。

(3)表彰

ア 入賞 入賞者には、賞状及び記念品を贈呈します。

イ 賞の種類

①特選（小、中、高校各3点以内） *中央審査に応募します。

②入選

③佳作

なお、特選・入選作品は氏名・学校名・学年とともに和歌山県のホームページ等で発表しますので、あらかじめ御了承ください。

7. 中央審査及び審査結果発表並びに表彰

(1) 審査

中央審査は、環境省、文部科学省、林野庁、日本鳥類保護連盟及び学識経験者で構成する審査会において行われます。

(2) 審査の結果発表

入賞作品については、12月末までに学校へ連絡します。

(3) 表彰

ア 入賞 入賞者には、賞状及び楯が贈呈されます。

イ 賞の種類

- ①(公財)日本鳥類保護連盟総裁賞(1点)
- ②環境大臣賞(3点以内)
- ③文部科学大臣賞(3点以内)
- ④林野庁長官賞(3点以内)
- ⑤(公財)日本鳥類保護連盟会長賞(9点以内)
- ⑥入選(該当数)

なお、入賞者は氏名・学校名・学年を連盟機関誌・ホームページで発表しますので、あらかじめ御了承ください。

8. ポスター作成

中央審査における入賞作品のうち1点が、令和8年度愛鳥週間用ポスターとして制作され全国に配布されます。(制作に際し、作者の了解を得て専門家が修正を行うことがあります。)

9. その他

- (1)応募作品は、原則として返却せず、令和7年度末まで保管します。返却を希望される場合は令和7年度中にお申し出ください。
- (2)応募作品のうち県審査における入選作品は、野生鳥類保護の高揚及び一般県民への普及啓発を図るために使用する場合があります。